

## JAZZ&FUSION 研究会 規約

### 第1章 総則

第1条 本サークルは、鳥取大学 JAZZ&FUSION 研究会と称し、その本部を鳥取大学におく。

### 第2章 目的

第2条 本サークルは、JAZZ と FUSION を通して部員相互の親睦をはかり、本サークルの発展と共に、地域の発展に寄与することを目的とする。

### 第3章 活動

第3条 本サークルは、第2条の目的を達成するために、練習および活動を行う。

### 第4章 部員

第4条 部員は、第2条の目的に賛同した鳥取大学に在籍する学生で構成する。

第5条 部員は、毎月部費を納めなければならない。

第6条 部員は、本人の意思で退部することができる。但し、正規の手続きを経るものとする。

第7条 部員は、本人の意思で休部することができる。但し、正規の手続きを経るものとする。

### 第5章 役員

第8条 本サークルは、次の役員をおく。

部長、副部長、会計、外務、内務、機材、広報、運営。

第9条 役員は、やむを得ない場合は兼務することができる。

第10条 各役員は、第9条に基づいて決定されたものとする。

第11条 各役員の任務は1年とし、次期役員選出の総会までとする。但し、再任はこれを妨げない。

第12条 役員がその任務を怠ったときは、総会の決議のもとにこれを解任できる。

### 第6章 役員会

第13条 役員会は年間の方針および、行事その他の事項を審議し、サークルの運営を円滑にはかるためのものである。

第14条 役員会は、部長の名において招集することができる。

第15条 役員会は、役員の3/4以上の出席をもって成立する。

第16条 部長が役員代行として認めたものは、役員会の構成員となることができる。

第17条 部長は、必要に応じ関係者を招集することができるが、これらのものに議決権はない。

第18条 緊急に際しては、部長の決断により、役員会の決議を最終決議とすることができる。

## 第7章 部会

第19条 部会は、総会に次ぐ議決機関である。

第20条 部会は、部長もしくは部員の要求によりこれを部長が召集することができる。

第21条 部会は、部員の2/3以上の出席をもって成立する。

第22条 部会は、部長が議長を兼任し、決議は原則として多数決の原理をとる。

## 第8章 総会

第23条 総会は、本サークルにおける最高議決機関である。

第24条 総会は、委任状を含め、部員の8割以上の出席をもって成立する。但し、委任状は、部員の1/10を超えてはならない。

第25条 総会は、部長が議長を兼任し、決議は原則として出席者の2/3以上の賛成を必要とする。但し、委任状は決議権を有していない。

## 第9章 役員選出

第26条 役員を選出は総会において行われ、原則として立候補制とし、立候補のない場合は推薦を行い、出席者の2/3以上の承認により決定される。

## 第10章 会計

第27条 本サークルの経費は、部費、自治会からの援助金、その他をの収入をもってこれに充てる。

第28条 会計報告は、定期的及び、部員の要請によりこれを行う。

第29条 会計監査は部長がこれを行う。

第30条 特別会計は、役員会によって選出されたものがこれを行う。

## 第11章 細則

第31条 第4条における部員は、部員名簿に登録されたものである。

第32条 第6条に示す正規の手続きとは、退部届を部長に提出することである。

第33条 第7条に示す正規の手続きとは、休部届を部長に提出することである。そして、復部届をもって本サークルの活動に参加することができる。

第34条 退部したものが再入部するときは、部会で決議をはかり、2/3以上の賛成をもって部員とすることができる。

第35条 第4条における学生以外のものは、部会で決議をはかり、2/3以上の賛成をもって部員とすることができる。

第36条 本サークルの活動に支障をきたすような学生は、部長もしくは他の部員の要求により部長が決議し、本人を除いた部員の8割の同意をもって、退部勧告を行い、除名することができる。

## 第12章 付則

第37条 規約改正は、総会において出席者の2/3以上の同意をもって承認される。

規約は、平成2年4月9日から施行する。

改正 平成8年6月3日

改正 平成12年11月8日

改正 平成14年11月12日